

# 官報號外

昭和十九年一月二十六日

○第八十四回貴族院議事速記録第四號

昭和十九年一月二十五日(火曜日)午前十時

副主査ノ氏名左ノ如シ

十三分開議  
議事日程 第四號  
昭和十九年一月二十五日

豫算委員會

第一分科

主査 子爵裏松 友光君  
副主査 下條 康麿君

第二分科

主査 伯爵山本 清君  
副主査 男爵中御門經民君

第三分科

主査 男爵松平外與麿君  
副主査 子爵松平 忠壽君

第四分科

主査 子爵河瀨 真君  
副主査 男爵向山 均君

第五分科

主査 男爵伊藤 一郎君  
副主査 同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ  
氏名左ノ如シ

第六分科

主査 伯爵德川 宗敬君  
副主査 男爵高崎 弓彥君

第七分科

主査 子爵入江 章君  
副主査 男爵村田 保定君

第八分科

主査 伯爵舟橋 清賢君  
副主査 男爵伊藤 一郎君

第三分科

主査 男爵神山 嘉瑞君  
副主査 子爵宍戸 功里君

第四分科

主査 伯爵柳澤 保承君  
副主査 男爵八代五郎造君

第一分科

主査 子爵綾小路 護君  
副主査 男爵本多 政樹君

第二分科

主査 黒崎 定三君  
副主査 男爵加藤 成之君

第三分科

主査 男爵宮原 旭君  
副主査 男爵松平 親義君

第四分科

主査 男爵岩村 一木君  
副主査 男爵伊藤 久英君

第五分科

主査 子爵京極 高修君  
副主査 男爵伊藤 一郎君

第六分科

主査 伯爵伊藤 五堂 卓雄君  
副主査 同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

第七分科

主査 伯爵伊藤 乘統君  
副主査 男爵伊藤 一郎君

第八分科

主査 伯爵伊藤 一郎君  
副主査 男爵伊藤 一郎君

農林中央金庫特別融通及損失補償法中改  
正法律案特別委員會

委員長

伯爵堀田 正恒君

副委員長

男爵三須 精一君

委員長

子爵立花 種忠君

副委員長

男爵井上 清純君

委員長

同日委員長ヨリ左ノ通分科擔當委員及兼務

委員ヲ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

豫算委員第二

分科擔當委員 山岡萬之助君

豫算委員第三

分科擔當委員 古莊健次郎君

豫算委員第四

分科擔當委員 三井清一郎君

豫算委員第五

分科擔當委員 下村 宏君

豫算委員第六

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第七

分科擔當委員 卓雄君

豫算委員第八

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第九

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十一

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十二

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十三

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十四

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十五

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十六

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十七

分科擔當委員 五堂 卓雄君

豫算委員第十八

分科擔當委員 五堂 卓雄君

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

## 石炭配給統制法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵溝口 直亮君

副委員長 男爵近藤 滋彌君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

朝鮮ニ於ケル裁判手續簡素化ノ爲ノ國防保安法及治安維持法ノ戰時特例ニ關スル法律案可決報告書

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案可決報

訴訟費用等臨時措置法案可決報告書

經濟關係罰則ム整備ニ關スル法律案可決報告書

北支那開發株式會社法及中支那振興株式會社法中改正法律案可決報告書

船舶職員法中改正法律案可決報告書

簡易生命保險法中改正法律案可決報告書

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第八十四回帝國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務省所管事務政府委員

内務書記官 大野 連治君

軍需省所管事務政府委員

軍需省部長 高嶺 明達君

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、申辭贈呈ノ件ニ付御諮詢致シマス、去ル二十二日、議員從三位勳二等男爵辻太郎君薨去セラレマシタ、誠ニ哀悼ノ至リニ堪ヘヌ、就キマシテ、申辭ヲ贈呈致シタイト存ジマス、御異議ハゴザイマ

セヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 異議ナイト認メ

マス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第一、朝鮮ニ於ケル裁判手續簡素化ノ爲ノ國防保安法及治安維持法ノ戰時特例ニ關スル法律案

及治安維持法中改正法律案可決法律案

案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、

是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、委員長橋本伯爵

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモノ参照〕

朝鮮ニ於ケル裁判手續簡素化ノ爲ノ國防保安法及治安維持法ノ戰時特例ニ關スル法律案

〔左ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

〔左ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

朝鮮ニ於ケル裁判手續簡素化ノ爲ノ國防保安法及治安維持法ノ戰時特例ニ關スル法律案カラ申上

次申上ゲタイト存ジマス、先づ朝鮮ニ於ケル裁判手續簡素化ノ爲ノ國防保安法及治安維持法ノ戰時特例ニ關スル法律案カラ申上

○議長(伯爵松平賴壽君) 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十九年一月二十四日 委員長 伯爵橋本 實斐

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

之ニ對シテ内務當局ヨリ、御質問ノ御趣旨  
ハ御尤モデアル、實ハ内地ノ裁判所手續法  
ノ改正ガアリ、是ヨリ二三箇月遅レテ朝鮮  
ノ制令ガ改正セラレタ次第、其ノ間準備  
ノ手續ニ付テ時ヲ要シタノデアル、法律ノ  
取扱ニ付テハ、憲法ノ存スル限り慎重ナル  
ベキハ當然デアル、政府ト致シマシテモ其  
ノ點慎重ニ考慮ヲシテ居ル、只今ノ如キノ  
決戦ノ秋、時トシテ法律ノ改廢アルハ已ム  
ヲ得ナイノデアルガ、其ノヤウナル際トテ  
モ、其ノ取扱ニハ慎重ヲ期スペキモノデア  
ル、現實ノ問題ト致シマシテハ、朝鮮ニハ  
法律ニ代リ制令ヲ設ケタルガ如キ特別ノ  
狀況ノ下ニアルガ故ニ、朝鮮ニ於テ、内地  
ニ於ケルト同様ナル手續ヲ同時ニ執リ行ッ  
テ、法律ヲ同時ニ施行スルト云フコトニハ  
相當ノ困難ガ伴フノデアル、又他ノ政府委  
員ヨリ致シマシテ、御尋ノ通リ重要ナ法案  
ノ改廢ニ付テハ内外地同時ニ之ヲ爲スペシ  
トノ御議論ハ御尤モデアル、故ニ内地法ガ  
改メラル、ヤ、朝鮮ニ於テモ制令ヲ改メ、  
又國防保安法ノ施行ノ場合、直チニ朝鮮ニ  
モ之ヲ施行致シタ次第デアル、唯令固ノ提  
出法案ハ、其ノ適用ノ件數ノ少イコトト、  
稅法ノ如ク内外地一齊ニ施行ヲ要スルモノ  
トハ稍々趣々異ニシテ居ルノデ、多少施行ニ  
遲速アルノモ左シタル支障ナイヤウニ存ゼ  
ラレル、又更ニ他ノ政府委員ヨリ、本法ハ  
仰セノ通り同時ニ施行スペカリシモノデ  
アル、仍テ朝鮮ニ於テモ之ヲ計畫シタ  
ケドレモ、豫算等ノ關係ニ於テ直チニ實現

ヲ見ナカツタコトハ甚ダ遺憾デアル、ト云  
フヤウナ率直ナ御辯明モゴザイマシタ、  
次ハ食糧問題ノトノ關聯ニ於キマシテ、朝  
鮮ノ治安如何ト云ア問題デアリマスルガ、  
之ニ對シマシテ、總督府政務總監ヨリ致  
シマシテ、米ハ昭和十四年度方作柄ガ最モ  
思ハシクナカツタノデアルガ、其ノ影響ガ  
十五、十六年度ニモ及シダノデアル、一方、  
内地ヘノ米移送ノ必要ガ其ノ後ニ起ツタノデ  
アルカラ、朝鮮ニ於テ十七年度ハ稍、作柄ガ良  
好デアツタケレドモ、米穀ニ關シテハ食糧事  
情ノ緊迫ヲ來シタノデアル、又一方日常生活  
活ノ必需品等ニモ、戰局ノ影響ニ依リマシ  
テ不足ガ伴ツタノデアルカラ、一般大衆ノ心  
持トシテハ壓迫感ヲ受ケナイ譯ニハ行カナ  
イ、仍テ當局ト致シマシテハ、之ニ對スル  
爲農民ニ對シ時局ノ雷々性ヲ能ク徹底セシ  
メ、他方滿洲ヨリスル雜穀ノ移入計畫ヲ知  
ラシメテ、過チナキヲ期スルト共ニ、朝鮮  
内ニ於ケル交通不便ニ鑑ミマシテ、雜穀ノ  
分散貯藏等モ圖リ、且配給ニモ意ヲ用ヒテ  
居ルカラシテ、全體ト致シマシテハ何等治  
安上不安ハナイ、斯ウ云フ説明ヲセラレマ  
シタ、次ニ内鮮融和問題及ビ其ノ對策如何  
ト云フコトニ對シマシテ、一二三ノ委員カラ  
御尋メガゴザイマシタ、一委員ハ、半島民  
ト内地人トノ融和問題ハ誠ニ重大デアル、  
總督府トシテモ亦内務省ト致シテモ、如何  
ナル對策ヲ御持チニナシテ居ルカ、之ニ對シ  
マシテ、内地渡航ノ半島同胞ガ内地人カラ  
冷タク遇セラレルコトハ、誠ニ困ル問題デ

アルカラ、其ノ原因ヲ除ク爲ニ、半島同胸ニ言動ニ意ヲ用ヒルヤウ訓練スルト共ニ、成ルベク性質ノ溫良ナル者ヲ内地ニ送ルコトニ努メル、換言スレバ内地渡航者ノ道義的水準ヲヨリ高ムル爲ニ、全壯丁ニ特別ノ訓練ヲ施ス、而シテ此ノ訓練ハ相當長期ニ亘ル訓練デアル、尙内地其ノ他満洲方面ノ労務者要求増加ノ激化スルニ對應スル爲勞務給源ノ整理確保ヲ行フ爲、十七歳以上四十歳迄ノ動員態勢ヲ執ル等モ一ツノ對策デアル、尙内務當局カラ致シマシテハ、勞働者ノ問題ハ最モ重大デアルカラ、厚生省トモ聯繫ヲ致シ、又一般渡航者及學徒ニ關シテハ、文部省其ノ他トモ相携ヘテ十分研究スルト共ニ、半島同胞ノ指導ニ任ズル地方廳ノ警察官ノ指導訓練ニモ意ヲ用ヒテニ薄クテモ、又厚キニ過ギテモ、共ニ差別待遇トナルノデアルカラ、誠ニ意ヲ用ヒナル、要スルニ内鮮民ニ對シテハ、他ノ一志ヶレバナラヌト云フ答辯デゴザイマシタ、最後ニ協和會ノ問題ニ關聯致シマシテ、一委員ハ、内鮮融和ハ從來ヨリ協和會ヲ設ケテ努力シテ來テ居ルケレドモ、根本的ニハ、内地人ガ眞ニ朝鮮ヲ認識シテ融和ニ努ムルノ要ガアル、又協和會ノ運營ノ要諦ハ、官廳ガ介在世話ヲ燒クニ止マラズ、半島同胞ノ中ノ優秀ナル人士ヲシテ責任ヲ分擔セシメテ盡力セシムルニ若クハナイ、トノ意見ヲ開陳セラレマシテ、當局ノ意向ヲ質サレマシタノニ對シテ、當局ヨリ、全ク御意の通リデアル、當局トシテモ、一層此ノ

問題ヲ研究スル爲、内務、厚生、文部、三省ガ緊密ニ聯繫協力シテ、速力ニ指導監督ノ方針ノ確立ニ資セムトスル、ト云フ答辯素化ニ關スル案ノ質疑ヲ打切りマシテ、討論ニ入りマシタル處、何等意見ノ開陳ナク、續イテ採決致シマシタル處、全會一致ヲ以テ本案ハ政府提出ノ原案通り可決スベキモノト決定致シマシタ、次ニ朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、法案ノ要旨ト致シマシテハ、本法ニ依ル補助期間ハ、其ノ基本期間ヲ營業開始ノ日カラ十五年トシ、朝鮮總督ニ於テ必要アリト認メマシタ場合ニハ、更ニ十年ヲ限り伸長シ得マスル處、補助私設鐵道中、四社五鐵道ハ、何レモ昭和十九年十二月乃至二十年ノ三月ヲ以テ、補助期間タル二十五年ノ法定期間ヲ満了致シマスルノデアリマスガ、是等ノ鐵道ハ、何レモ國營代行線タルノ特質ヲ有スル傍ラ、時局下生產力擴充上緊要ナル物資竝ニ生活必需物資輸送上重大ナル使命ヲ擔ッテ居リマス、之ガ運營如何ハ時局下戰力増強ニ大關係ヲ有スルニ拘ラズ、未だ政府相當ノ補助ヲナサザレバ經營困難ナル實情ニアルノデアルカラ、本法ニ必要ナル改正ヲ加ヘテ、更ニ五年間助成ヲ繼續シ得ルノ途ヲ開カムトスルニアルト云フノデアリマス、質疑ニ付テ申上ゲマスルト、第一問ハ、現戰局下朝鮮鐵道ヲ占ムル運輸上ノ地位竝ニ經營狀況如何ト云フ件ダマリマス、之ニ關シマシテハ、戰爭激化ト共ニ海運ノ

困難顯著トナリ來レル今日、朝鮮鐵道ハ大陸轉嫁貨物ノ輸送ニ重大ナル負擔ヲ加ヘテ參リマシタ、又戰力増強、食糧等軍需等ノ見地ヘノ輸送等ニ、鮮鐵ノ重要性ハ誠ニ増大シタ、是等ノ爲經營ヲ簡素ナラシムル爲官廳側トシテハ、遞信、鐵道、稅關ト錯綜セル事務ヲ統合致シ、或ハ海陸空ノ運輸ヲ鐵道ト統合シテ交通局ニ合スル等、又民間側ト致シマシテモ、海運、陸運業ヲ統合スル等ノ手段ヲ講ジテアル、港灣ノ修築ノ如キモ運輸整備ノ一端デアル、又經營狀況ト致シマシテハ、最近ノ五箇年ハ、貨物旅客ノ激増ノ爲、過去數年ニ比シテ大體良好ナル成績デアル、ト云フ説明デアリマシタ、次ニ朝鮮總督府ハ私設鐵道ヲ買收スルノデアルカト言フ問ニ對シマシテ、總テ國鐵ノ代行線デアルカラシテ、財政上ノ都合サヘ許セバ、成ルベク速カニ買收スル方針デアル、十九年度ハ私設鐵道總延長ノ四分ノ二ヲ買收スルノデアルト言フテ、其ノ買收ノ四社五鐵道ニ付テ細カイ御説明ガゴザイマシタ、又私鐵買收ニ依ツテ補助費ノ整理ガドウ付クカト云フ問題ニ對シマシテ、例ヲ以テ申スナラベ、十九年度ニ於テハ、此ノ年度ハ政府ノ會計年度ト會社ノ營業年度トノ喰ヒ違ヒガアルカラ、減少スル補助費ハ幾分少イケレモノ、平年度ニ至レバ、十九年度ノ買收ノ結果二百萬圓程度ノ補助ノ減少ニナル、斯云云フ答辯デゴザイマシタ、最後ニ內鮮鐵

道連絡問題ハ如何デアルカトノ間ニ對シマシテ、朝鮮トシテハ、其ノ鐵道ハ特ニ戰時モ、朝鮮自身ノ重要產物、食糧ノ運輸モ、自體ノ產業經濟ノ發達ニ密接ナ關係ガアツテ、是モ忽セニスルコトガ出來ナイ、殊ニ總督府ガ各般ノ行政ヲ掌シテ居ルカラ、是等ノ產業トノ關係ヲ有スル以上、鐵道機能ノ發揮ニハ大ナル關心ヲ持シテ居ル、ト云フ答辯デゴザイマシタ、尙此ノ外、今回ノ買收鐵道ノ名稱トカ、其ノ鐵道價值等ニ付キマシテ、質疑應答ガゴザイマシタ、質疑ヲ終リマシテ、討論ニ付シマシタル處、何等發言ガゴザイマセヌ、採決致シマシタル處、政府提出原案通り可決スベキモノト決定致シマシタ、右報告ヲ終リマス  
○議長（伯爵松平賴春君）別ニ御發言モナケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長（伯爵松平賴春君）御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君)　兩案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議がナケレバ、全部ヲ開  
題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通  
リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君)　御卓議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君　直チニ兩案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君　賛成

○議長(伯爵松平頼壽君)　西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君)　御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君)　兩案ノ第三讀  
會ヲ開キマス、兩案全部、第一讀會ノ決議  
通りテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君)　御異議ナイト認  
メマス

柳澤伯爵

海軍刑法及海軍軍法會議法中改正法律  
案

昭和十九年一月二十二日  
委員長 伯爵柳澤 保承  
貴族院議長伯爵松平 賴壽殿  
（伯爵柳澤保承君演壇ニ登ル）  
○伯爵柳澤保承君 只今議題ト相アリマシ  
タ海軍刑法及海軍軍法會議法中改正正法律案  
ニ付キマシテ、特別委員會ニ於ケル審議ノ  
經過茲ニ結果ヲ御報告申上ダマス、委員  
說明ヲ聽取致シタル後、質問應答ヲ重ネ、  
其ノ間ニ速記中止ノ上、懇談會ノ形式デ質  
問應答ヲ爲ス等、慎重審議ヲ盡シタノデゴ  
ザイマス、此ノ法律案ハ海軍刑法中改正ト  
海軍軍法會議法中ノ改正トヲ一括致シマシテ、  
一つノ法律案ニ纏メタモノデアリマシテ、是ハ  
改正ノ内容ガ比較的簡單ナホト、兩方ニ互リマ  
シテ共通スル事項ノ改正ガアリマスノデ、一括シ  
テ提出サレタノデゴザイマス、改正ノ要點  
ニ付テ申上ダマスルト、大體二點ニナッテ居  
リマシテ、其ノ第一點ハ、昭和十七年ノ勅  
令第四百四十五號ニ依リマシテ海軍武官任  
用令ガ改正ニナリマシテ、海軍ニ見習尉官  
ト云フモノノ制度ガ出來マシタノデ、之ニ  
伴ヒマシテ、海軍刑法及海軍軍法會議法中  
ニ之ニ對應スル規定ヲ設ケヨウツスルノデア  
リマス、改正ノ第二點ハ、軍法會議ノ裁判  
官タル判士ニ付テデアリマス、此ノ判士ハ、  
從來海軍ノ將校ニ限ラレテ居ルノデアリマ  
スガ、最近戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ、將校

將校相當官ヲ判士ニスルヤ、トノ問ニ對シ  
マシテ、軍法會議ノ判士ハ將校ヲ以テ充テ  
ルノガ、從來カラノ建前デ、此ノ方針ハ依  
然トシテ變ラナイ、法文上ハ、將校ガ被告  
人デアル場合ニモ將校相當官ヲ判士ニ充テ  
得ル譯デアルガ、將校ガ間ニ合ヘバ成ルベ  
ク將校ヲ以テ、判士ニ充テルノデアル、要  
スルニ是ハ運用上ノ問題デアルトノ答辯ガ

陳ガアリマシテ、採決ノ結果、全會一致ヲ以チマシテ政府原案通り可決スペキモノト決定致シマシタ、以上ヲ以チマシテ御報告

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ  
ケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第  
二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長（伯爵松平頼壽君）　御異議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異、議ナイト認  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀會

天開キテ御異議ナクレバ全般ニ問題ニ供シマス、本案全部委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成  
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

右可決スヘキモノナリト議決セリ仍テ及  
報告候也

昭和十九年一月二十四日

委員長 子爵保科 正昭

貴族院議長伯爵樺平賴壽殿

〔子爵保科正昭君演壇ニ登ル〕

子爵保科正昭君 只今上程致サレマシタ

訴費用等臨時措置法案外二件ノ特別委員

、総道ノ方要並ニ結果未御報告申上ケマ  
議題トナリマシタ三法案ノ取旨並ニ提

理由ニ付キマシテハ、過日本議場ニ於

マシテ司法大臣ヨリ御説明ガアリマシタ

ラ、私ハ之ヲ省略致シマス、委員會ハ、夫

一月二十一日ヨリ二十四日迄三回ニ亘ツ  
開會故ノマンク、三去參ヘシ、一舌

議題ト爲シ、先ツ政府當局ヨリ法案ノ内  
閣會議ニシテ二法案ハ之天一攝シ

古ニ付テ説明ヲ聽取致シタノデアリマス、

ハイデ質疑ニ入りマシタ處、委員諸君ハ種

二ノ方面ヨリ慎重且熱心ニ検討ヲ行ハレタ

ニアリマス、政府當局ヨリモ極メテ懇切  
ニナレ御答辭ガアリマノフ、三法委ニ付

等テル御答難がありマシタ三注案ニ付  
行ハタレル所ノ質疑應答ノ主ナルモノヲ、

三學ゲマシテ御紹介致シタイト存ズル

デアリマス、先づ訴訟費用等臨時措置法

第二付キマシテハ、一委員ヨリ、本案ノ内

ヲ見ルニ是ハ何レモ平時ニ於テモ必要ナ  
頃ノミゾヘ寺ニ戰寺ニ異ノコヘトシハ

ナシガ、之ヲ戰持ニ於ケル篇持ノ措置ト

ラレタル理由へ何處ニアルノデアルカ、

ノ質問ニ對シマシテハ政府ヨリ、戰時ニ

ノ趣旨ヲ沒却スルガ如キコトナキヤウ注意  
スル、ト云フ答辯デアリマシタ、次ニ第  
二條ハ具體的ニハ如何ニ適用セラレルカ、  
トノ間ニ對シマシテ、同條ハ、資本金ノ比  
較的少額ナル株式會社ノ公告方法ヲ緩和ス  
ル趣旨デアリマスノデ、公告ノ方法トシテ  
テ、店頭ニ掲示スルコトニ依リマシテ出  
來ルヤウニシタモノデアリマス、又第三  
條、第四條ハ、定款ニ其ノ趣旨ヲ規定シ  
タル場合ニ限リマシテ適用スルモノデアリ  
マスガ、此ノ定款變更ノ爲ニハ特別決議ヲ需  
要スル次第デアリマスカラ、戰時下此ノ手  
續ヲモ簡易化スベキデハナイカ、其ノ必要  
ガアリハシナイカト云フ間ニ對シマシテ、  
政府ノ答辯ハ、株式會社ハ株主ノ意思ヲ尊  
重スルコトヲ其ノ種前トシテ居ルモノデアリカラ、  
ルカラ、定款ニ規定シテアル場合ニ限り、  
簡易手續ヲ執ルコトガ出來ルモノトシタ、  
定款ノ變更ハ一度デ済ムコトデアルカラ、  
此ノ定款ノ變更ノ場合ニ十分株主ノ意思ヲ  
確カメシメムトスルモノデ、多少ノ不便ハア  
アルトシテモ、此ク定款變更ノ手續ヲ簡略  
化スルコトハ穩當デハナイトノコトデアリ  
マシタ、次ニ一委員ヨリ、第三條ハ比較的  
外ナルヲ以テ、成ルベク大規模ナ會社ニ限  
リ適用スルモノトシタオトノ答辯デアリマ  
シタ、或委員ヨリ、第六條ノ關係デ機密  
政府當局デハ、同條ハ會社法ノ重大ナル例

保持其ノナル場合デアルカ、又如何ニ之ヲ認定  
スルカトノ間ガアリマシタ、政府デハ、機  
密ノ保持ハ、勿論國家ノ機密ヲ保持スル趣  
旨デアル、公益ノ理由ハ、今差當ッテハ新聞  
紙等ノ紙面ノ節約、銀行等ノ無益ナル競争  
ヲ禁止スルコト等ヲ考へテ見ル、何レ勅令  
制定ノ際ニソレヲ具體的ニスル積リデアル  
ガ、監督官廳ノ指示ニ委任スル場合モ豫定  
シテ居ル、斯ウ云フ咎辯デアリマシタ、次  
ニ經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律案ニ關  
スル質疑應答ノ主ナルモノヲ御紹介申上ゲ  
マス、先づ總論ニ瓦ルモノトシマシテハ一  
委員ヨリ、本法案ニ關聯シテ、現時ノ經濟統  
制ノ實情ニ照ラシ、經濟諸團體役職員等ノ  
物資配給上ノ不正行為、物資ノ配給ヲ受ク  
ル側ノ不實ノ申告行為等ヲ處罰スル規定ヲ  
整備スル必要ガアルデハナイカ、斯ウ云フ  
質問ガアリマシダノデ、政府デハ只今斯ク  
ノ如キ法案ヲ立法スル準備ヲ急イデ居ル、  
併シ今議會ニ提出セザリシ理由ハ、只今斯  
クノ如キ時代ニ於テハ、十分之ヲ研究スル  
必要モアリマスケレドモ、國民生活ノ上ニ  
非常ニ影響ガ多イカラ、之ヲ尙熟考スル必  
要ガアル、又配給ノ問題ニ於テモ、圓満ナ  
ル軌道ニ乗ツテ圓滑ニ運行サレテ居ルノデ  
アリマスカラ、一部ノ不正ヲ取締ル爲ニ、  
却テ規定ヲ廣汎ニ失シテ作ル時ハ、一般國  
民ニ及ス影響ガ頗ル大キイカラ、之ヲ考ヘ  
タル、暫クハ今日ノ儘ニ置イタ方ガ宜イデハ  
ナイカ、後ニ考ヘテモ遲クハナイト云フ趣  
旨カラ、今回ノ議會ニハ提出シ見合セタ次

第デアル、斯クノ如ク答ヘラレマシタ、將來ノコトハ十分ニ調査研究ヲ遂ゲタ上デ決定スルトノコトデス、次ニ各本條ニ關スルモノト致シマシテハ、本法案ハ、經濟關係ノ各罰則ヲ整備シ、之ヲ統一シタ結果、簡單明瞭ニナツタノハ大變結構デアルガ、半面從來具體的ニ規定セラレテ居リマシガ、抽象的ニ規定セラレル結果トナリマシテ、多少觀念ニ不明確ラ來ス所ガアルトモ考ヘラレル、例ヘバ本法案ノ各條ニ規定セラレマス所ノ役員、其ノ他ノ職員ノ如キニ付キマシテ考ヘマスト、市街地信用組合第五十六條ニ掲グル代理人ノ如キハ包括セラレル趣旨デアリマセウカ、又工業組合ノ組合員ノ如キハ職員トナルコトニナリマセウカ、トノ質疑ガアリマシタ、之ニ對シマシテ語ハ、既ニ産業設備營團法、交易營團法等ニ其ノ先例ガアリマシタノデ、之ニ倣<sup>タ</sup>ノデアル、役員トハ、經濟團體ノ業務執行機關タル會長、副會長、總裁、副總裁、理事長副理事長、理事、監查機關タル監事、諮詢機關タル評議員等經濟團體ノ主要ナル職員ニ對シテ謂ヒ、職員トハ、役員ハ勿論ノコト、役員ノ監督ノ下ニ或範圍ノ仕事ヲ擔當シテ業務執行ノ任ニ當ル使用人ノ意味デアル、併シナガラ單ニ是等ノ者ノ手足トナリ機械的ニ勞務ニ服シテ居ル者ハ専マナイト云フコトデアリマス、此ノ解釋ハ、刑法第七條ノ職員ニ關スル解釋ト全ク同一デアッテ、不明確トナルコトハナイト思フ、而シテ國家總動員法第四十六條ヲ始メ、各種ノ瀆職規定ニ

定メテアリマス所ノ使用人、清算人、檢査員等モ總テ含マシムル越旨デ、職員ノ言葉ヲ記補、檢查員等ガ、之ニ該當スルコトナルノデアル、市街地信用組合法所定ノ代理人ハ、本條ノ職員ニ包含セラル、モノト思フ、又工業組合ノ組合員ハ、組合員タル資格ニ於テハ職員トナルコトヘナイ、トノ答辯ガアリマシタ、更ニ一委員ヨリ、此ノ點ニ聯關係シマシテ、一定ノ職務ハアルガ、決定權ノナイ場合モ職員タルコトニ差支ガナイカトノ質問ガアリマシタノデ、政府委員トシテハ、差支ナイト解スルトノ答辯ガアリマシタ、次デ第二條等ニ關シマシテ、統制ノ爲ニスル經營ノ觀念ハ不明確ナリト思フガ、ドウダ、其ノ政府ノ委員ヨリハ、役員其ノ他ノ職員ノ用意ハドウカト質問セラレマシタニ對シテ、政府委員ヨリ、統制ノ爲ニスル經營ト云フ言葉ハ、國家總動員法第十八條ニ既ニ先例ノアルカ、トノ質問ニ對シマシテ、政府委員ヨリ、同條ノ人トハ法人組織ニ依ラナイ個人商店乃至個人業者ヲ意味スルノデ、人ノ使用人中ニハ家族ハ専マナイト趣意デアルトノ答辯デアリマシタ、斯ク致シマシテ、一月二十四日右三案ハ討議に入リマシタガ、採決ノ結果、全會一致ヲ以テ原案通り可決セラレマシタ、茲ニ御報告申上げマス

○議長(伯爵松平賴壽者) 質疑ノ通告ガゴザイマス、子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル

○子爵大河内輝耕君 私ハ、第六ノ經濟關係ノ範圍ハ明確デアル、其ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定スルコトスル、斯ウ云フコトデアリマスガ、次ニ經濟團體中、國民醫療法ニ依ル日本醫療團、商工經濟會法ニ依リ税團體等ニ付テハ、瀆職規定ヲ整備シナイ理由ハドウ云フモソダ、斯ウ云フ質問ニ對シテ謂ヒ、

司馬商工經濟會、國民貯蓄組合法ニ依リマス、國民貯蓄組合、納稅施設法ニ依リマス納稅團體等ニ付テハ、瀆職規定ヲ整備シナイ

付キマシテハ、政府委員ヨリ、日本醫療團ニテ、經濟統制ニ關係アル事業ガ醫療事業デアッテ所ガアルカラ、是ハ専マナイ、商工經濟會ニ於キマシテハ、直接統制又ハ統制ノ爲ノ運絡機關トシテ立ツテ居ルシングカラ、是ハソレニ含マナイ、他ノ二者ニ付テハ、瀆職規定ヲ置クベキ實質ヲ備ヘナイコトデアルカラ、ソレ<sup>タ</sup>助ケテ行クベキ町會長ヤ部落會長ガ配給ヲシナイ、其ノ部落ヤ町ノ中ノ或人ニ對シテ配給ヲシナイト云フコトガ、從來往往耳ニサレテ居ル、ソレデ此ノ問題ニ付キマシテハ、今ノ法律デモ、總動員法ノ趣旨カラ言ヘバ勿論ノコト、又貴族院ノ今迄ノ沿革カラ言シテモ、是非共是ハ相當ノ罰則ヲ、此ノ中ニ規定ヲシテ置ク必要ガアルカト存ジマス、繰返シテ申スヤウデゴザイマスガ、此ノ問題ハ、先年豫算委員會ニ於キマシテ、曾我子爵カラ熱心ナ御質問ガアッテ、牧野覺藏ト云フ人ガ配給ヲ止メラレタ、ソレデノ事情ヲ曾我子爵ニ述べテ、自分ハドウデモ宜イ、自分ハドウデモ宜イガ、斯ウ云フコトガ行ハレルヤウナコトデハ何デアルカラ、是非共此ノコトハ貴族院デ相當ノ處置ヲ執ツテ戴キタイト云フコトデ、曾我子爵ガ之ニ同情ヲセラレマシテ、サウシテ御質問シテ簡單ニ御伺ヲ申上ゲマス、此ノ案ニ付キマシテハ、只今委員長カラ御報告通り、委員各位ニ於テ詳細ニ御研究モアッタコトデ、私ノハ山口織之進ト云フ人デゴザイマスガ、矢張リ同ジャウナ境遇ニ立ツテ居ル話ガアリマシタノデ、曾我子爵ノ驥尾ニ附シテ質問ヲ致シマシタ、之ニ對シテ東條首相ハ、如何ニモソレハ容易ナラヌコトデアル、

陛下ノ赤子ノ中ニ一人タリトモ配給ガ受ケラレナイト云フヤウナコトデハ大變ナコトデアル、由々シキ大事デアルカラ、ソレハ十分ニ調べテ善處スルカラト、斯フ云フコト  
デ御答辯ガアッタ、定メシ此ノ經濟關係ノ罰則ヲ御決メニナルニ付キマシテハ、此ノ中ハ入ルコトダラウト私ハ存ジテ居ッタ、又入ルヤニ承ハッテ居ッタ、處ガ何故力知リマヌガ、此ノ中カラ是ガ抜ケテ居ル、併シ政府ノ意向モサウ云フ風ニ重大性ヲ認メテ居リ、貴族院アモ度々論議ガアリマシタコトデ、政府ニ於テハ十分ニ御調査ニナリ、サウシテ最近ノ機會ニ於テ御提案ニナルベキモノダト私ハ思フ、サウ云フ御考ガアルカナイカ、之ヲ司法當局ニ伺ヒマス。

〔國務大臣岩村通世君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岩村通世君) 只今ノ御質問ニ對シテ御答致シマス、經濟統制ノ圓滑ナ

ル遂行ヲ期シテ參リマス爲ニハ、物資ノ公

正ナル配給ヲ必要トスルコトハ固ヨリ當然

ノコトデアリマス、從ツテ不正ノ配給ニ對

シ、取締規定ヲ設クベキカ否ヤノ問題モ起

テ參ルノデアリマス、司法省内ニ設置サレ

テ居リマス經濟關係罰則調査委員會ヨリ、

此ノ點ニ關スル答申モ得テ居ルノデアリマ

スルガ、其ノ影響ノ及ビマスル範圍ガ非常

ニ廣キニ瓦リマスルノミナラズ、殊ニ御指摘

ト存ジマスノデ、今回ハ色々熟議ノ結果、

提案スルコトヲ差控ヘタ次第アリマス、

物資ノ不正配給ニ關スル取締ニ付キマシテ

ハ、尙研究ヲ要スルモノガアリマスルノデ、ラレナイト云フヤウナコトデハ大變ナコトデアル、由々シキ大事デアルカラ、ソレハ十分ニ調べテ善處スルカラト、斯フ云フコト  
デ御答辯ガアッタ、定メシ此ノ經濟關係ノ罰則ヲ御決メニナルニ付キマシテハ、此ノ中ハ入ルコトダラウト私ハ存ジテ居ッタ、又入ルヤニ承ハッテ居ッタ、處ガ何故力知リマヌガ、此ノ中カラ是ガ抜ケテ居ル、併シ政府ノ意向モサウ云フ風ニ重大性ヲ認メテ居リ、貴族院アモ度々論議ガアリマシタコトデ、政府ニ於テハ十分ニ御調査ニナリ、サウシテ最近ノ機會ニ於テ御提案ニナルベキモノダト私ハ思フ、サウ云フ御考ガアルカナイカ、之ヲ司法當局ニ伺ヒマス。

〔國務大臣岩村通世君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(岩村通世君) 御答致シマス、

研究考慮スルト申上ゲマシタノハ、成案ヲ得タイ趣旨テ研究ハ致シマスガ、必ズ提案ヲスルト云フコトノ御約束ハ致シマセヌ、

實ハ此ノ際附加ヘテ申上ゲタイト思ヒマスガ、結制經濟ト云フコトハ、戰爭ニ順應シテ新シク出來マシタ經濟現象デアリマス、

私ハ本來刑罰ヲ以テ國民ヲ匡シテ行クト云フコトハ餘り好マナインデアリマス、出來

レバ刑罰ト云フモノハ、之ヲ措イテ間ハズ

ト云フコトガ、私ハ理想デナケレバナラナ

トイ思ヒマス、出來ルダケ指導致シマシテ、

指道監督ノ力ニ依テ經濟ノ總テノ圓<sup>圓</sup>ト

期シテ行キタイト云フコトハ、當然考<sup>考</sup>ナ

ケレバ、三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第

二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ

カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 他ニ御發言モナ

ケレバ、三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第

二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ

カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會

ヲ開キマス、三案全部、第一讀會ノ決議通

リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會

ヲ開キマス、三案全部、第一讀會ノ決議通

リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會

ヲ開キマス、三案全部、第一讀會ノ決議通

リテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 次會ノ議事日程

ハ、決定次第會報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、

本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時二十一分散會

○議長(伯爵松平賴壽君) 直チニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治者 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動

メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 貴族院議事速記録第一號正誤

メマス

○議長(伯爵松平賴